

日本産業人クラブ連合会 規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は日本産業人クラブ連合会と称する。

(目 的)

第2条 この会は全国の産業人クラブの連合組織として、地域の産業人クラブの相互交流および全国の産学官連携の取り組み、企業間の橋渡し役として全国会員企業の経営に資することを活動の目的とする。

(事 業)

第3条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互または関係諸官庁および団体との連絡斡旋の事業。
- 2 情報を発信して会員企業の業務発展に資する事業。
- 3 福利厚生に関する事業。
- 4 その他目的を達成するために必要な事業。

(事務所)

第4条 この会の事務所は日刊工業新聞社に置く。

第2章 会員

第5条 この会の会員は産業人クラブの会員とする。

第3章 役員

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

理事 10名以上 30名以内

うち 会長 1名

副会長 2名以上 10名以内

監事 1名以上 3名以内

理事長 1名

事務局長 1名

(役員の選任)

第7条 前条の役員は次のとおりとする。

- (1) 会長は日刊工業新聞社社長をもってあてるものとする。
- (2) 副会長、監事、理事長および事務局長は会長が任命するものとする。

第8条 この会は、必要により、名誉会長、顧問、相談役、参与、副理事長等を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問および相談役はこの会への功労者又は学識経験者より会長が委嘱する。

(役員の職務)

第9条 会長はこの会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。
- 3 理事は会長および副会長を補佐し、会長および副会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長および副会長が欠員のときは、その職務を行う。
- 4 監事はこの会の資産および会計の状況を監査する。
- 5 理事長は理事会のとりまとめを行うものとする。
- 6 事務局長はこの会の事務局を代表する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、重任は妨げない。

- 2 役員に欠員ができたときは補充することができる。この場合は、前任者の残存期間をその任期とする。

第4章 会議

(会議)

第11条 この会の会議は理事会（会長会議）および事務局会議の2種とし、会長会議は会長が招集して自らが議長となり、事務局長会議は事務局長が招集して自らが議長となる。

(理事会（会長会議）)

第12条 理事会（会長会議）は理事で構成するものとして、理事は別表第1の産業人クラブ会長が就任するものとする。

- 2 理事会（会長会議）は総会および臨時総会の2種とする。
- 3 総会は毎年度、原則1回開催するものとする。
- 4 臨時総会は討議、確認事項が発生した場合に、必要に応じて開催するものとする。

(総会の付議事項)

第 13 条 総会の付議事項は次のとおりとする。

- (1) 活動計画および予算決定に関する事項
- (2) 活動報告および予算報告に関する事項
- (3) その他運営に関する重要な事項

(事務局会議)

第 14 条 事務局会議は、全国の産業人クラブ事務局長で構成するものとする。

2 事務局会議は、討議、確認事項が発生した場合に、必要に応じて開催するものとする。

第 5 章 会計

(会計年度)

第 15 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(拠出金)

第 16 条 この会の予算は全国の産業人クラブ会員からの拠出金とし、会員一社あたり、1,500 円を拠出するものとする。

2 拠出金は事務局長から全国の産業人クラブ事務局あてに各会員数に応じて請求書を発行し、全国の産業人クラブ事務局が別途定める期日までに日本産業人クラブ連合会の銀行口座に振り込むものとする。

第 6 章 雑則

(雑 則)

第 17 条 この会の運営に当たり、緊急の案件、規約の修正事項等が発生した場合には、事務局会議が対応するものとする。

2 緊急に判断が必要となった場合は、会長、理事長および事務局長の判断に委ねるものとする。

附則

(附則)

第 1 条 この規約は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

第 1 条 この規約は平成 29 年 9 月 1 日より施行する。

(附則)

第 1 条 この規約は令和 8 年 9 月 1 日より施行する。

別表第一

- (1) 山形産業人クラブ
- (2) 宮城産業人クラブ
- (3) 福島産業人クラブ
- (4) 新潟産業人クラブ
- (5) 茨城産業人クラブ
- (6) 栃木産業人クラブ
- (7) 群馬産業人クラブ
- (8) 埼玉産業人クラブ
- (9) 千葉産業人クラブ
- (10) 東京産業人クラブ
- (11) 神奈川産業人クラブ
- (12) 長野産業人クラブ
- (13) 掛川産業人クラブ
- (14) 名古屋産業人クラブ
- (15) 岐阜産業人クラブ
- (16) 大阪産業人クラブ
- (17) 中国四国産業人クラブ
- (18) 四国産業人クラブ
- (19) 九州・山口産業人クラブ
- (20) 大分産業人クラブ